（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正）

第三条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律及び地方公務員等共済組合法及び被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う地方公務員等共済組合法による長期給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十七号。附則第二項において「平成二十七年地共済経過措置政令」という。）の一部を次のように改正する。

第七条第一項の表中

改正前地共済法第九十九条の二(2)第一項第一号ロ	月数	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数

を

改正前地共済法第九十九条の二(2)(i)第一項第一号ロ	が二十年	、追加費用対象期間及び後厚生年金保険法第二条厚生年金被保険者期間を元化法附則第七条第一項期間を除く。(ii)において同じ。）を合算した期間が二十年	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数
改正前地共済法第九十九条の二(2)(ii)第一項第一号ロ	が二十年	、追加費用対象期間及び第三号厚生年金被保険者期間（改正の五第一項第三号に規定する第三号という。以下同じ。）（平成二十四年一の規定により当該期間とみなされた同じ。）を合算した期間が二十年	月数と追加費用対象期間の月数とを合算した月数

に改め、同表改正前地共済法第九十九条の二第三項の項中

第一項第一号イ(2)	同項第一号イ(2)

を

第一項第一号イ(2)	同項第一号イ(2)
が二十年	、追加費用対象期間及び後厚生年金保険法第二条厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）（平成二十四年一元化法附則第七条第一項の規定により当該期間とみなされた期間を除く。(ii)において同じ。）を合算した期間が二十年

に改め、同表改正前地共済法第百五条第一項本文の項中「改正後厚生年金保険法第二十条第一項」を「厚生年金保険法第二十条第一項」に改め、同表改正前地共済法第百七条の三第一項第一号の項中「改正後厚生年金保険法第二条の五第一項第三号に規定する第三号厚生年金被保険者期間をいう。以下同じ。）」を削り、同表改正前地共済法第百四十条第一項の項中

政令で定めるもの	地方公務員等共済組合もの

を

政令で定めるもの	地方公務員等共済組合法施行令もの
に使用される	（他の法令の規定により地方公第一項に規定する公庫等とみなされる
公庫等職員」という	公庫等職員」という。）（他の法じる公庫等職員とみなされた者をい

を

法施行令第三十九条第一項に規定する	務員等共済組合法第百四十条された法人を含む。）に使用さ令の規定により同項に規定す含む。以下この条において同

に改める。

第十二条第一項の表平成十二年地共済改正法附則第十条第四項の項中

法第四十四条第二項中組合員期間	なお効力を有する元化法（以

を

法第四十四条第二項中組合員期間	なお効力を有するとあるのは「以後」と、）の組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下基準日後組合員期間」という。）	をいう。以下

に改め、「旧地方公務員共済組合員期間が」とある前の基準日後組合員期間（平成十五年四月以

効力を有する改正前地共済法第四十四条第二項中「旧地施行日前期間（平成二十四年一元化法附則第四条第十二規定する旧地方公務員共済組合員期間と平成二十四年一法附則第六十五条第一項に規定する追加費用対象期間」という。）とを合算した期間をい以下同じ。）	同じ。）の

を

法第四十四条第二項中組合員期間	なお効力を有するとあるのは「以後」と、）の組合員期間（平成十五年四月以後の期間に限る。以下基準日後組合員期間」という。）	をいう。以下

に改め、「旧地方公務員共済組合員期間が」とある